

平野中学校 部活動指導の方針



令和2年4月
大野城市立平野中学校

1 本校部活動指導の基本的な考え方

心も体も大きく成長する青少年期において、子ども達が自分の興味・関心にそった事柄を、継続的に楽しく実践することは、健康で明るく豊かで活力ある生活を送る資質を養うために重要である。

部活動は、運動面や文化面に興味・関心をもつ生徒の自主的・自発的な活動であり、学校教育の一環として行われるものである。その部活動が、これまでの学校教育の充実並びに生徒の健全育成、社会性の育成等に果たしてきた役割は大きい。しかし、近年、勝利至上主義に偏りすぎた指導の在り方や指導と称した暴力や暴言、保護者の多様な価値観に伴う過剰な部活動指導への介入、また、顧問教師の土・日曜日を含む休日の指導等による教職員の疲弊及びライフワークへの影響等が社会問題となっている。

そのような部活動における諸課題の解決を図りつつ、これまで培われてきた部活動が生徒の健全育成に資してきた価値をさらに高めていくために、平野中学校では「大野城市部活動指導の方針」に則り、校長のリーダーシップのもと、部活動の目的を次のように定め、生徒並びに全教職員で、その充実を図っていく。

《部活動の目的》

- 共通の興味・関心をもった生徒で組織し、教育課程外の活動を通じて、個性の発見と伸長を図り（趣味・特技を身につける）、より豊かな人間形成をめざす。
- 異学年集団による協力的な活動を通して、好ましい人間関係の形成を図る。
- 集団の一員としての自覚を高め、他者と協力しながら自己の責任を果たし、よりよい生活を築こうとする態度を育てる。
- 公正心、責任感、規範意識、マナー、秩序ある態度の育成など、心身の調和のとれた成長をめざす。

この目的を達成するために、平野中学校では、生徒の部活動入部は希望制とし、全職員がいずれかの部活動顧問となり、原則として複数顧問で指導にあたる。

2 部活動の適正な指導

顧問は、以下の点に留意して、生徒の健全育成を目指し、部活動の適正な指導に努める。

(1) 顧問教師としての基本認識

- ① 個々の生徒の実態（体力、技術、気力、心構え等）を十分に把握し、適切で継続的な指導を通して、個々の生徒の成長を実感させるように努める。
- ② 基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、活動を通してルールやマナーを守るなどの社会性を育む指導に努める。
- ③ 定期的な相談活動を年間計画に位置づける等、心理的側面を含めたサポートを充実させ、自尊感情及び自己有用感を高めさせることに努める。
- ④ 活動計画表等の配付、保護者会の定期的な開催等を通して、保護者との連携に努める。
- ⑤ 指導に際しては、教育者としての誇りを持ち、責任ある言動や振る舞いを堅持し、生徒・保護者との信頼関係を深めるように努める。

(2) 生徒理解に基づく指導及び生徒の安全確保

顧問は、体罰（暴言）に依らない指導に徹し、生徒の主体性を最大限に発揮できる活動となるように努める。また、活動中は、けがや事故などの不測の事態の未然防止に努めるとともに、生徒の実態に応じた活動の質・量を調整したり、場所・施設・用具等の点検を定期的に行ったり、生徒の安全確保に努める。

(3) 年間を通じた計画的活動

顧問は、生徒が心身ともにバランスよく成長し、充実した学校生活を送ることができるように、計画的に部活動を運営することに努める。

- ① 部活動発足会並びに部活動保護者会で、「平野中学校部活動指導の方針」について説明する。
- ② 月ごとの活動計画を作成し、「活動時間」「活動場所」を明記して、生徒・保護者に対し、前月末までに配付する。
- ③ 生徒の健康増進、疲労回復に配慮するとともに、働き方改革の趣旨に鑑み、大会や練習試合を精選し、効果的・効率的な練習方法を検討し、実践するように努める。
- ④ 練習内容を作成するにあたっては、スポーツ医・科学、コーチング技術、マネジメントをベースとし、生徒に過重な負担を強いることがないようにする。

(4) 活動時間及び部活動休養日

これまでの部活動の在り方を改善し、家庭で過ごす時間を保障し、生徒に家庭での役割を自覚させるとともに、成長期にある生徒が運動・食事・休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることで、中学生の本分である学習への意欲も高めさせるために、「大野城市部活動指導の方針」をもとに、本校の部活動時間及び部活動休養日を以下の通りとする。

《活動時間》

- ① 平日2時間程度、土・日・祝日は3時間程度を原則とする。
- ② 土・日・祝日に練習試合等を行い、やむを得ない場合は、時間延長して活動してもよいが、生徒の疲労や練習（試合）の状況等を考慮し、過度に生徒の負担とならないように努める。
- ③ 長期休業中の部活動は、土・日・祝日に準じて行う。
- ④ 土・日・祝日及び長期休業中は、部活動開始前に健康観察を行い、部員の体調管理と把握に努める。

《部活動休養日》

- ① 毎週水曜日を部活動休養日とする。
- ② 毎週、土・日曜日、祝日のいずれかは少なくとも1日を休養日とする。

《活動時間・部活動休養日の特例》

- ① 筑前地区大会又は、それに準ずる大会・コンクール等への出場が決まった場合、大会2週間前より、校長の承認を得て、1時間程度の部活動延長を認める。
- ② 定期考査3日前から部活動中止期間とする。ただし、筑前地区大会又は、それに準ずる大会・コンクール等への出場が決まった場合、校長の承認を得て、1時間程度の部活動を認める。
- ③ 部活動休養日は、水曜日以外に部活動が実施できない日（研修会・定期考査前等）がある場合、校長の承認を得て、別曜日に設定することがある。
- ④ 土曜日または日曜日が連続した大会等で休養日とできず、校長の承認を得て、部活動を実施した場合、部活動休養日を除く平日に休養日を振り替える。
- ⑤ 定期考査前等で、部活動中止期間がある場合、その期間を休養日とする。
- ⑥ 8/13～8/15及び12/29～1/3は、市の規定により学校閉庁日となり、部活動中止期間とする。また、4/1は一斉赴任に伴う諸会議のため、部活動を中止とする。
- ⑦ 自然教室・修学旅行等の宿泊的行事前後の部活動は、当該学年のみ、出発前日並びに帰省日とその翌日は、準備・疲労回復のため、朝練習を含め部活動中止とする。
- ⑧ 職場体験の前日並びに体験活動期間中は、2年生のみ朝練習を含め部活動中止とする。
- ⑨ 学力診断テストや課題テストの日の朝練習は、中止とする。

3 部活動の活性化を図る方策

顧問は、以下の点に留意し、部活動の活性化に努める。

(1) 部活動の設置

平野中学校に、以下の部活動を設置する。運動部（16）・文化部（5）

- | | | | |
|--------------|--------------|-------------|---------------|
| ① 男子ソフトテニス | ② 女子ソフトテニス | ③ 男子バレーボール | ④ 女子バレーボール |
| ⑤ 男子バスケットボール | ⑥ 女子バスケットボール | ⑦ 男子卓球 | ⑧ 女子卓球 |
| ⑨ サッカー（女子可） | ⑩ 野球（女子可） | ⑪ ソフトボール（女） | ⑫ 陸上（男・女） |
| ⑬ 水泳（男・女） | ⑭ 剣道（男・女） | ⑮ 柔道（男・女） | ⑯ バドミントン（男・女） |
| ⑰ 吹奏楽（男・女） | ⑱ 美術（男・女） | ⑲ 放送（男・女） | ⑳ 自然科学（男・女） |
| ㉑ 光輝太鼓（男・女） | | | |

(2) 各種会議の開催と研修会への参加

部活動運営にあたっては、年度当初の職員会議等において、本方針を基に、学校全体で共有すべき内容を確認する。また、顧問は、指導力向上のために、各種団体が主催する指導者研修会等に積極的に参加するように努める。

(3) 部活動指導員・外部指導者の積極的活用

部活動指導員並びに、外部指導者を積極的に活用し、生徒の技能・技術の向上に努める。その際、顧問教師が主体性を十分に発揮し、部活動指導員・外部指導者との連携・協力のもと、指導の充実を図る。

(4) 保護者との連携

部活動保護者会や部活動参観日などを意図的・計画的に年間計画に位置づけ、保護者等が、部活動についての理解を深められるよう努める。また、全体連絡及び部活動保護者会において、以下の点を確認する。

- ① 部活動の意義や目的、活動目標、活動方針・内容・方法等
- ② 部活動におけるケガ等への対応
- ③ 部活動における問題行動への対応
- ④ スポーツ保険の加入
- ⑤ 中体連大会における保護者の応援マナー

(5) 生徒の大会参加への配慮

本校の部活動以外の種目で、社会体育等で継続的に活動している生徒に対し、校長の承認のもと、校務に支障がない範囲で教師が引率して中体連大会・コンクール等に参加できるよう努める。

4 部活動運営の心得

(1) 生徒の安全管理

- ① 1年生には、部活動紹介後に一定の仮入部（見学・体験）期間を設け、入部希望届の提出をもって、正式入部とする。
- ② 顧問は、部活動について適切な指導・監督を行い、生徒の安全管理に努める。
- ③ 職員会議や研修会で活動を監督できない場合は、生徒に対し、安全に留意した練習内容を指示し、無理な活動をさせない。また、各学年1名程度の教師で巡回して安全指導に努める。

- ④ 出張等で不在の場合は、原則として、部活動を中止とするが、他の顧問と連携し、安全に留意した上で行ってよい。
- ⑤ 大会出場及び練習試合等で、貸切バスを利用する際は、生徒からの徴収額が高額にならないように留意する。また、顧問が、必ず同乗し、乗車マナー等の指導に努める。

(2) 部費の取扱い

ア 生徒会費からの部費

- ① 生徒会費から各部活動予算を配当する。
- ② 予算執行にあたっては、必要最小限の物品購入に努める。部活動費は、2月末日までに執行し、2月末日に会計を締める。ただし、残金は、生徒会費として次年度に繰り越す。

イ 保護者からの徴収金

- ① 保護者からの徴収金については、保護者の負担軽減を前提として、校長の承認のもと徴収する。
- ② 顧問は、保護者からの徴収金の管理は保護者会に委ね、年度末又は世代交代時、あるいは定期的に会計報告を確実にし、全保護者に周知する。

(3) 保護者等の接待

- ① 大会や休日等における部活動指導の際に、顧問教師への昼食等の提供は受けない。
- ② 保護者との懇親会等での顧問の飲食費は、顧問教師の個人負担とする。

(4) 異校種間の練習

- ① 夏季中体連大会以降、中学3年生に対する高校からの練習参加の勧誘に関しては、顧問教師が主体となって関わることなく、保護者の責任と判断によるものとする。
- ② 高校の指導者からの専門的・技術的指導を受けてもよいが、高校生と一緒に活動については、保護者の了承を得て、安全面・体力面に十分配慮し、スポーツ保険等の適用についても確認しておくこと。

(5) 部活動指導の適正化

- ① 部活動終了後、社会体育と連動したり、社会体育と称して練習時間を確保したりするなど、過度な練習時間の設定をしない。
- ② 休日の活動については、前々日までに許可願を提出し、校長の許可を得なければならない。
- ③ 県外で行われる対外試合や練習試合等は、5日前までに届け出て校長の許可を得なければならない。
- ④ 宿泊を伴う対外試合（中体連大会を除く）は、原則として認めない。特段の事情がある場合に限り、校長の許可を受けて実施することができる。保護者が主催する任意の活動（参加希望をとり、任意参加）として、保護者引率・責任のもと実施し、顧問は、任意参加とする。

(6) 服務及び道義的行為

- ① 顧問は、部活動中の生徒を監督するとともに、生徒の安全確保のために最大限の注意を怠らない。
- ② 顧問は、部活動で校外に出る場合、集合場所に行き、生徒の出欠並びに健康状態を把握するとともに、会場まで引率する。また、終了後は、解散まで見届け、生徒の安全に留意する。原則として、学校を集合場所とし、学校を解散場所とする。

(7) 部活動等に係る傷害補償

- ① 活動等で、部員が被害者の場合は日本スポーツ振興センターでの対応とする。
- ② 活動等で、部員が加害者の場合は任意による傷害総合保険等での対応とする。

(8) 安全指導注意義務

- ① 自転車活用については、県条例により自転車保険への加入を前提とし、必ず、ヘルメットを着用させる。また、移動ルートの設定やヘルメット着用等の事前の安全指導（会場に限らず最寄り駅までの活用を服務）を怠らない。
- ② ヘルメットの使用は、原則として、学校貸出用ヘルメットを着用させる。ただし、学校貸出用ヘルメットの数に限りがあるため、自転車を移動手段とする頻度が高い部活動においては、保護者会の承認のもと、ヘルメットを個人負担購入として、着用させてもよい。
- ③ 保護者の協力による車での送迎をお願いする場合は、各部活動で事故に対応できるスポーツ保険等に、必ず、加入しておくこと。

5 部活動規約

(1) 入部・退部・転部

① 部活動入部について

ア 本校の生徒であり、本人の希望と保護者の同意がある生徒で、活動意欲と熱意がある生徒は、入部資格を有する。

入部を希望する場合は、入部届を毎年はじめに、担任を通して提出する。提出しない場合は、入部を認めない。

イ 部活動発足をもち、新年度の部活動を正式に開始する。

② 部活動退部について

ア 退部を申し出るときは、担任・顧問に相談し、熟考を重ねた上で判断する。

イ 退部の意思が強く、退部すると決まった場合、保護者の同意（押印）を得て、退部届を担任・顧問に提出する。

③ 部活動転部について

ア 転部は、現部活動の顧問・担任とよく相談した上で、退部届を提出し、改めて新しく入部したい部活動への入部届を提出しなければならない。

(2) 活動時間

《平日》

期間	部活動終了時刻	完全下校時刻	
4月～ 9月最後まで	18時20分	18時40分	①完全下校時刻は変更することがある。 ②1月中旬は、成人の日とする。 ③2月中旬は建国記念日とする。 ④大会等に向け部活動時間を延長する場合、最大18時30分までとする。（大会2週間前から） ※長期休業中（体育館関係を除く） 完全下校は16：30
10月～ 10月最後まで	17時50分	18時10分	
11月～1月中旬	17時20分	17時40分	
1月中旬～ 2月中旬	17時30分	17時50分	
2月中旬～3月末	17時50分	18時10分	

- ◇下校当番は、廊下の窓の戸締まりやトイレの消灯などを行う。校門での下校指導は、外の部活動（野球、ソフトボール、陸上、ソフトテニス男・女、サッカー）が輪番制で行う。確認するのは、部長・副部長他2名程度とする。下校当番の代表は、点検表を職員室に取りに来る。
- ◇完全下校が守れなかった部活動は、2日間活動を中止し、顧問の指導の下、愛校作業を行う。
- 朝練習は、顧問が監督することを条件に行うことができる。
- 活動時間は午前7時30分～8時00分とする。
- ※午前7時30分のチャイムが鳴るまでは、指定された場所で待機をしておき、校舎内には立ち入らない。

《土・日・祝日》

原則として、平日の完全下校時刻に準ずる。ただし、大会等で、終了時刻が遅くなる場合、顧問の指示に従い、帰宅時間が遅くならないように努める。

(3) 部活動を行う上での約束

① 教育活動としての部活動

- ア 中体連大会並びにコンクール等を含めて、不要物（携帯電話・ゲーム・菓子等）は、持ち込まない。
- イ 活動時の服装は、運動部においては、ユニフォーム及びユニフォームに準ずる練習着（野球・ソフトボール・柔剣道）、学校指定の体操服やジャージ、ひら中Tシャツ（白・紺）とする。なお、2年生と3年生については、令和元年度までに作成した部活動Tシャツの使用も可とするが、中体連大会での使用はできない。
- ウ 登下校時の服装については、制服・ジャージ・体操服・ユニフォーム・ひら中Tシャツ・顧問教師が指定する練習着（競技用着用）、ウィンドブレーカー（生徒指導推進部で使用期間を決定）とする。
- ※部活動で独自に作製したTシャツなどの練習着は禁止とします。
- エ シューズと靴下は、活動中は競技に必要なものを使用できるが、登下校時は、学校指定のシューズと靴下に必ず履き替えること。
- オ 自転車での登下校は禁止する。ただし、大会参加等での移動手段として使用する場合は、顧問及び保護者の指導のもと、ヘルメットを着用し、交通安全面に十分注意して使用する。
- カ 水筒の持参については、1年間を通して許可をしている。中に入れるものは、お茶・水等とする。ジュース等は許可しない。また、缶やビンの持ち込みは禁止とする。ただし、校内に設置している自動販売機で販売しているスポーツ飲料等は許可する（休日の練習や大会で、保護者等から提供される分については、この限りではない）。
- キ 塩分補給のためのタブレット等は顧問が管理する。生徒個人が持参することはできない。摂取は、活動時間内の休憩時に限る（摂取しながらの活動は禁止）。
- ク 貴重品や多額の現金は学校に持参しない。やむを得ず持参した場合は、活動前に顧問に預けること。

② 活動場所・部室の利用及び更衣について

- ア 部室は指定された場所を使い、各部で責任をもって戸締まりを行う。
- イ 部室は、用具置きと更衣のみに使用する。活動以外の目的（個人の体操服、ジャージ、教科書、私物等の置き帰りは禁止）で使用してはならない。
- ウ 部室内での飲食は禁止する。

エ 活動場所（更衣場所も含む）は、使用後に整美・清掃を行うこと。また、使用した道具類の後片付けも責任をもって行うこと。

オ 部室の鍵は顧問が管理する。部室の破損や鍵の紛失の際は、その部で弁償するものとする。

カ 土・日・祝日に屋外で活動する部活動は、屋内に立ち入らず、武道場横のトイレを使用すること。使用後については、清掃・施錠を確実にすること。

屋内を使用する部活動については、最後まで使用した部活動で責任をもって全館の施錠チェックを行うこと。

体育館・武道場を使用する部活動は、各活動場所のみを使用し、原則として校舎内には立ち入らないこと。使用後については、清掃・施錠を確実にすること。

③ 対外試合・練習試合

ア 対外試合等で校外に出る場合は、筑紫区中体連大会規定に応じた制服・ジャージ・ひら中Tシャツなど、学校で認められた服装に限る。

イ 部活動（会場）にペットボトルを持ち込む場合は、中体連規則（県大会を除く）に準じ、ラベルをはがして記名する。

ウ その他、各部の規則に基づいて活動を行う。

以上の規則が守れない場合、生徒指導推進部・部活動顧問会が連携して協議し、その後の活動の在り方を検討する。部活動を停止させる場合もある。

6 その他

(1) 「平野中学校部活動指導の方針」の公表

○ この「平野中学校部活動指導の方針」は、PTA総会並びに部活動保護者会等、機会を捉えて保護者に説明し、周知するとともに、学校だよりやHP（ホームページ）等でも公表する。

(2) 登校日における社会体育等の取扱い

○ 土・日の登校日に、クラブチーム等の大会やコンクールに出場する際の対応は、「大野城市部活動指導の方針」に則り、本校でも、以下の通りとする。

1 法律上は「公欠（出席すべき日数として数えない）」という取り扱いはなく、「出席」もしくは「欠席」という取り扱いになる。また、欠席のうち、体調不良等による「病欠」以外はすべて「事故欠」扱いとなる。

2 「出席」として取り扱うものの範囲

学校教育活動の一環として、児童生徒が、次に掲げる大会、コンクール等に、学校または地域の代表として参加及び準備を行うために要する期間とする。

① 「中学校体育連盟」が主催する大会

※該当する例は、「筑前地区新人駅伝競走大会」へ参加する場合

② 日本スポーツ協会加盟組織（県体育協会・中央競技団体・関係スポーツ団体）の競技団体会長名で派遣要請があった場合

※該当する例は、都道府県対抗や国体、国際大会等、県や国の代表として参加する場合

③ 「中学校文化連盟」が認める大会・コンクール

※該当する例は、全国吹奏楽コンクール等へ参加する場合

3 「事故欠」扱いに際しての配慮

上記2以外は「事故欠」となるが、生徒の進路等に不利益にならないように、進学等に係る「調査書」及び「指導要録」上の備考欄に、欠席理由や大会の成績等を明示する。

※ 大会参加時には、大会要項等の写し等を必ず担任に提出するとともに、大会終了後の成績や結果についても担任に知らせること。

(3) 部活動の新設

- 部活動の新設にあたっては、以下の通りとする。
 - ① 現存の部活動の充実を図ることを優先し、また、働き方改革に趣旨を鑑み、原則として、部活動の新設は行わない。
 - ② 諸事情により部活動新設を検討する場合は、校長及び学校運営協議会の承認を得て行う。その際、入部希望人数、活動場所、指導者（顧問）のいずれもが継続的に満たされること並びに中体連大会実施種目・中文連大会参加種目であること等を検討の要件とする。
 - ③ 新設の要件を満たし、校長及び学校運営協議会が承認した場合、1年間は同好会として活動（部費の配当は行わない）し、1年間の活動状況が良好と認められた場合、再度、校長及び学校運営協議会の承認を得て、部活動としての活動を認める。

(4) 中体連大会・コンクール等の参加について

- ① 中体連大会・コンクール等の参加にあたり、生徒指導上の問題が発生した場合、「平野中学校生徒指導マニュアル（別冊）」に準じて指導する。
- ② 中体連大会やコンクールにおいて、頭髪や服装等の違反並びに眉そり等の違反があった場合、原則として、会場に連れて行かない。会場で、そのような事態が発覚した場合、校長並びに専門部長（会場責任者）に直ちに報告し、校長判断のもと対応する。
- ③ 学校生活において、頭髪や服装等の違反並びに眉そり等の違反があった場合、顧問と担任で情報を共有し、適切な指導にあたる。

(5) 本校で行う練習試合について

- ① 顧問相互で調整して、駐車場の混雑が生じないようにする。
- ② 大野城市条例により、敷地内は禁煙となっている。保護者・来校者にも周知し、徹底する。

7 大野城市からの補助金に関する確認

(1) 体育・文化部活動費等助成事業

対象：筑前地区大会・福岡県大会・九州大会・全国大会

(2) 申請上の注意事項

- ① 実施計画については、大会の参加前に速やかに大野城市立中学校体育・文化部活動連盟事務局（教育振興課）に提出する。
- ② 県外への大会参加が判明した場合は、必ず事務局へ速やかに概要を報告する。
※九州大会および全国大会
- ③ 事業実施の後は、1か月以内に実施報告書を事務局に提出する。
- ④ やむを得ない理由により、大会参加前に必要書類を提出できない場合は、電話またはFAXで事務局に連絡し、その後速やかに正式文書を提出する。

「平野中学校部活動指導の方針」は、令和2年4月1日より適用する。